

様式第38の2（第40条の3第2号、第40条の4第1項、第40条の5関係）

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT西日本株式会社

2025年4月 1日から
2026年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条第1号、第2号、第2号の2及び第4号に掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用					営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用					
				うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機 台数削減費用				
加入電話	基本料	104,675,912,689	144,710,295,551	113,768,806,036	113,768,806,036		30,941,489,515	△ 40,034,382,862	
	緊急通報	-	267,476,972	262,313,513	262,313,513		5,163,459	△ 267,476,972	
	小 計	104,675,912,689	144,977,772,523	114,031,119,549	114,031,119,549		30,946,652,974	△ 40,301,859,834	
第一種公衆電話	市内通信	56,203,151	1,333,676,196	1,322,017,118	1,020,153,222	301,863,896	11,659,078	△ 1,277,473,045	
	緊急通報	-	6,728,072	6,686,998	5,652,247	1,034,751	41,074	△ 6,728,072	
	小 計	56,203,151	1,340,404,268	1,328,704,116	1,025,805,469	302,898,647	11,700,152	△ 1,284,201,117	
災害時用公衆電話		77,514,343	897,177,421	896,670,333	896,670,333	-	507,088	△ 819,663,078	
ワイヤレス固定電話	基本料	16,802,134	386,427,289	244,339,318	244,339,318		142,087,971	△ 369,625,155	
	緊急通報	-	494,175	493,302	493,302		873	△ 494,175	
	小 計	16,802,134	386,921,464	244,832,620	244,832,620		142,088,844	△ 370,119,330	
合 計		104,826,432,317	147,602,275,676	116,501,326,618	116,198,427,971	302,898,647	31,100,949,058	△ 42,775,843,359	

- 注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
2 第一種公衆電話の市内通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
3 災害時用公衆電話は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号の2に定めるものとしております。
4 ワイヤレス固定電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第4号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	2,386,556,763	-	2,386,556,763	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	141,939,392	-	141,939,392	
3 負担金	214,345,798	226,584,200	△ 12,238,402	
計	2,742,841,953	226,584,200	2,516,257,753	

- 第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記
(注)1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
本第一号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準
電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。